

※処理事項		発信年月日		確認		整理番号		事務所		区		管理番号		申告区分											
		通信日付印																							
受付印		令和 年 月 日				法人番号				この申告の基礎となる修正決定による。				申告年月日											
		殿				法人税の令和 年 月 日								年 月 日											
所在地						事業種目						期末現在の資本金の額又は出資金の額(解散日現在の資本金の額又は出資金の額)													
(本県が支店等の場合には本店所在地と併記)						(電話)						兆 十億 百万 千 円													
(ふりがな)						同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの						非中小法人等													
法人名						期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額						兆 十億 百万 千 円													
(ふりがな)						期末現在の資本金等の額						兆 十億 百万 千 円													
代表者氏名						経理責任者氏名																			
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の														道府県民税の申告書											
摘要														課税標準		税率(100)		税額		(使途秘匿金税額等)法人税法の規定によって計算した法人税額		①		兆 十億 百万 千 円	
所得割		所得金額総額(8-9)又は別表5③		28		兆 十億 百万 千 円										試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額		②							
		年400万円以下の金額		29		000										還付法人税額等の控除額		③							
		年400万円を超え年800万円以下の金額		30		000										退職年金等積立金に係る法人税額		④							
		年800万円を超える金額		31		000										課税標準となる法人税額①+②-③+④		⑤		000					
		計		29+30+31		32		000								2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		⑥		000					
付加価値割		軽減税率不適用法人の金額		33		000								法人税割額(5)又は(6)×100		⑦									
		付加価値額総額		34										道府県民税の特定寄附金税額控除額		⑧									
資本割		付加価値額		35		000								税額控除超過額相当額の加算額		⑨									
		資本金等の額総額		36										外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額		⑩									
収入割		資本金等の額		37		000								外国の法人税等の額の控除額		⑪									
		収入金額総額		38										仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑫									
46の内訳		収入金額		39		000								差引法人税割額⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫		⑬		00							
		合計事業税額 32+35+37+39又は33+35+37+39		40		00								既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑭		00							
46のうち見込納付額		事業税の特定寄附金税額控除額		41										租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑮									
		差引事業税額⑩-⑪-⑫		43		00								この申告により納付すべき法人税割額⑬-⑭-⑮		⑯		00							
		租税条約の実施に係る事業税額の控除額		45										算定期間中において事務所等を有していた月数		⑰		兆 十億 百万 千 円							
		所得割		47		00		付加価値割		48		00		円×⑰/12		⑱		00							
		資本割		49		00		収入割		50		00		既に納付の確定した当期分の均等割額		⑲		00							
46のうち見込納付額		差引		52										この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑲		⑳		00							
		摘要				課税標準				税率(100)		税額		この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+㉑		㉑		00							
		所得割に係る特別法人事業税額		53		兆 十億 百万 千 円		00						㉑のうち見込納付額		㉒									
		収入割に係る特別法人事業税額		54		00								差引 ㉑-㉒		㉓									
		合計特別法人事業税額 (53+54)		55		00								特別区分の課税標準額		㉔		000							
46のうち見込納付額		仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		56		兆 十億 百万 千 円		差引特別法人事業税額⑤5-⑤6		57		00		同上に対する税額 ㉔×100		㉕									
		既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		58		00		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		59				市町村分の課税標準額		㉖		000							
		この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑤5-⑤6-⑤7		60		00		⑥0のうち見込納付額		61				同上に対する税額 ㉖×100		㉗									
		差引 ⑥0-⑥1		62																					
		所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))		63										法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円									
所得金額の計算の内訳		加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額		64								法人税の当期の確定税額													
		損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額		65								決算確定の日		・											
		減算 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額		66								解散の日		・											
		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額		67								残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・											
		仮計 63+64+65-66-67		68								申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無 法人税 有・無											
所得金額の計算の内訳		繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		69								法人税の申告書の種類		青色・その他											
		法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))		70								この申告が中間申告の場合の計算期間		・											
		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		71								翌期の中間申告の要否		要・否											
		還付請求中間納付額		72								還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店											
												口座番号(普通・当座)													

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二]

署名
与税理士名

(電話)